

# 高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年2月3日

高島市監査委員 井口 與嗣隆  
高島市監査委員 青 谷 章

## 1. 監査の期間

令和2年9月30日から令和3年2月2日まで

## 2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和2年11月20日	小中学校	朽木西小学校	朽木西小学校会議室
	教育委員会事務局 教育指導部	学事施設課、学校教育課、学校給食課、各学校給食センター	
令和2年11月25日	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、市民スポーツ課、高島市民会館(文化ホール)	市役所新館2階 会議室4
令和2年11月26日	教育委員会事務局 教育総務部	社会教育課、地域教育連携室、各公民館、図書館、文化財課	
令和2年12月23日	健康福祉部	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
	高島市民病院		高島市民病院大会議室
	健康福祉部	介護老人保健施設 陽光の里	市役所本館1階 会議室2
令和2年12月24日	健康福祉部	健康推進課、障がい福祉課、社会福祉課	
		高齢者支援局   長寿介護課、地域包括支援課	
令和2年12月25日	子ども未来部	子育て支援課、子ども家庭相談課、少年センター、児童発達支援センター	今津東保育園
		今津東保育園	
令和3年1月15日	都市整備部	土木課、都市政策課、上下水道課	市役所本館3階 委員会室
令和3年1月18日	農林水産部	農村整備課、森林水産課、農業政策課	
	農業委員会事務局		
	消防本部		消防本部会議室

## 3. 監査の範囲

前回資料作成年月日から令和2年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにこれらに関連する事務の執行について監査を実施した。

#### 4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 補助金の適正な執行について
- (2) 随意契約、変更契約の理由について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭南小学校、新旭北小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、さくら幼稚園、さくら保育園、なのはな幼稚園、なのはな保育園、マキノ児童館

#### 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 公共施設の管理状況調
- 9 各種団体等事務取扱調
- 10 保管金等調
- 11 公金現金等取扱状況調
- 12 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 13 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈学校給食センターには次の資料を追加〉

○配送先および調理食数

〈小中学校には次の資料を追加〉

- 学年別学級数・児童生徒数
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

〈こども園、幼稚園、保育園には次の資料を追加〉

- 園児数および組数等
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

## 6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

### 【共通事項】

〈契約事務を行う関係機関〉

#### ○工事請負契約等の変更契約について

平成29年度の定期監査以降、変更契約の理由について事前調査の徹底を図るように意見しているが、今回の定期監査においても当初設計に含めることが可能であると思われる内容が今だに見受けられた。

工事請負契約等の変更契約は、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものと考えられることから、事前調査の確認を強化されたい。また、やむを得ず変更契約を行う場合には、変更契約が必要となった理由を明確にし、市民にも理解が得られるような変更契約理由を記述するよう努められたい。

#### ○シルバー人材センターへの業務委託について

シルバー人材センターへの業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、高年齢者等の雇用の安定の観点から随意契約が認められているが、市内において役務の提供を行う業者への委託と区分する必要がある。そのため、業務の難易度等がシルバー人材センターへの委託に適していることを前提とした随意契約が行われるべきものであるが、随意契約理由書にはその旨の記載が確認できなかった。

シルバー人材センターとの随意契約にあつては、根拠法令とともに業務内容がシルバー人材センターへの委託に適している事由を明確にし、より適正な契約事務となるよう改められたい。

#### 〈団体等へ補助金支出のある関係機関〉

##### ○各団体等の補助金実績報告書等の審査について

昨年度の定期監査において、団体等から提出される実績報告書等の証拠書類の確認体制を強化するよう意見をしたが、今年度も領収書に宛名や購入内容の記載がないものなどが見受けられた。

実績報告書類に添付する領収書は、適正に支払われているかの証拠書類であり、補助対象経費であるかを判断する重要な書類であるため、所管課による証拠書類の確認体制を強化し、より適正な補助金事務となるよう努められたい。

##### ○補助対象経費におけるポイント取得について

平成30年度の定期監査以降、補助対象経費における個人のポイントカードやクレジットカードの利用に伴うポイント取得について、団体等へ周知、指導および実績報告書類の厳正な内容確認を徹底するよう意見しているが、今回の定期監査においてもポイントカード等の利用が今だに見受けられた。

個人のポイントカードの利用により取得したポイントやクレジットカードの利用金額に応じて取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり不適正であると考えため、マニュアルや事務手引きに明記するなど、団体等へ周知、指導の徹底とともに、担当機関による実績報告書類の厳正な内容確認を強化されたい。

#### 【個別事項】

##### 〈各公民館〉

##### ○公金現金の入金について

各公民館における公金現金の入金時期を確認したところ、1か月に1度しか入金処理をしていない事例が見受けられた。

このことについては、過去の定期監査において、盗難、紛失等のリスクの低減を図り、危機管理に備える観点から、公金現金はできるだけ速やかに指定金融機関への入金処理を行うよう指導をしていることから、早期の入金処理となるよう改善をし、最小限の現金保管となるよう改められたい。

##### 〈社会福祉課〉

##### ○生活保護費返還金の債権管理について

生活保護費返還金における過年度分の調定額を確認したところ、年々増加傾向が続いている。

これは、債権管理マニュアルに基づく運用が十分に行われていないためと考

えられることから、事務体制の見直しを行い、マニュアルに基づいた適正な債権管理となるよう努められたい。

#### 〈長寿介護課〉

##### ○シルバー人材センターへの補助金交付要綱について

高島市シルバー人材センターおよび滋賀県シルバー人材センター連合会への補助金については、高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱により交付されており、滋賀県シルバー人材センター連合会への補助金については、要綱に定める「高島市高年齢者労働能力活用事業として設置されたシルバー人材センターに準ずる事業」として交付されている。

しかし、現交付要綱からは「準ずる事業」としての規定が明確に読み取れないことから、滋賀県シルバー人材センター連合会を補助対象とすることを明確に定める必要があると考える。

また、具体的な補助対象経費についても明示がなされておらず、これについては、過去の定期監査において、団体の運営補助に対する対象経費や補助率について明確に定めるよう、各課共通事項として指摘しているため、補助対象団体の明確化と併せて早急に要綱改正を行い、より適正な補助金事務となるよう改善を図られたい。

#### 〈子育て支援課〉

##### ○ファミリー・サポート・センター事業補助金について

団体から提出された令和元年度実績報告書の書類を確認したところ、個人のクレジットカードを使用して支払われたものが見受けられた。

当該団体には、令和元年6月に実施した財政援助団体等の監査において、小口現金による現金払いとするよう経理規定の改定を意見しているが、未だに職員による立替払いが行われている。

また、補助金交付額には影響はないものの、本来支給対象とすべきではない職員への旅費が、補助対象経費として取り扱われていた。

このことから、より適切な補助金事務となるよう、補助団体への指導と所管課による補助金証拠書類の確認体制の強化を図られたい。

#### 〈農村整備課・農業政策課〉

##### ○補助金交付決定時の補助事業名について

令和2年度の補助金交付決定に係る書類を確認したところ、交付要綱に明記のない補助事業名（予算要求時に使用している補助事業名や、国等が示す補助金名）により交付決定が行われていた。

交付決定においては、先ず市の要綱に明記された補助事業名を付し、次に国等が示す補助事業名を併記するなどの方法により行われることで、要綱に基づく補助金事務が行われていると判断されることから、要綱との整合性を図り、

適正な補助金事務となるよう改められたい。

以上